

砂川市訓令第14号

令和6年3月29日

砂川市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱（平成4年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

運営補助金の額は、道浴場確保補助金要綱に基づき交付される額に相当する額に前年1月から12月までにおける公衆浴場の営業に要した燃料費、電気料、水道料及び下水道使用料の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）を加えた額とし、設備補助金の額は、道浴場設備補助金要綱に基づき交付される額に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、道浴場確保補助金要綱第4項第1号エに該当しない場合で道浴場確保対策補助金を受けることができない公衆浴場に交付する運営補助金の額は、同要綱に準じて算出した額に前年1月から12月までにおける公衆浴場の営業に要した燃料費、電気料、水道料及び下水道使用料の合計額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

第5条第2項中「（昭和53年規則第8号）」を「（平成17年規則第31号）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

公衆浴場確保対策事業補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

砂川市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金を交付されるよう、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の種類 経営補助・設備補助
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
  - (1) 経営補助の申請の場合  
前年の確定申告書の写  
経営状況調書  
収支決算書
  - (2) 設備補助の申請の場合  
工事関係書類（関係図面を含む。）